「安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会」を設置

県民を取り巻く食の安全性について不安が広がっている中で、いかに食への不安を解消し、食の安心の確保等を図っていくのか、また、いかに県民に安全な食品を提供していくのかが重要な課題になっています。

そこで、県民への安心・安全な食の確保・提供等について調査するため、三月二十一日の本会議で「安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会」を設置しました。委員構成は十六人で、次のとおりです。

委員長　田山　東湖
副委員長　磯﨑久喜雄
委　員　高橋　靖
〃　福地源一郎
〃　鈴木　徳穂
〃　横山　忠市
〃　常井　洋治
〃　関　宗長
委　員　澤畠　俊光
〃　石井　邦一
〃　白田　信夫
〃　粕田　良一
〃　小林　靖男
〃　今　一男
〃　半村　登
〃　田村けい子

常任委員会に付託された 請願の審査結果

総務企画委員会	
○無駄なダム建設から撤退し、水道料金の引き下げを求める請願	不
保健福祉委員会	
○無駄なダム建設から撤退し、水道料金の引き下げを求める請願	不
○二〇〇八年四月実施の「後期高齢者医療制度」の凍結・見直しを求める請願	不
○安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める請願	継

不…不採択／継…継続審査

今定例会で可決された主な議案

◆平成二十年度当初予算関係
○一般会計予算（一件）
○特別会計予算（十八件）
○企業会計予算（五件）

◆平成十九年度補正予算関係
○一般会計予算（一件）
○特別会計予算（十六件）
○企業会計予算（五件）

◆条例の制定
○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
○茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例

◆条例の一部改正
○茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
○茨城県行政組織条例の一部を改正する条例
○茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
○茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例
○茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
○つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
○茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
○茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
○茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
○茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
○茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例
○茨城県水道条例の一部を改正する条例
○茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例
○学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例
○茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
○茨城県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

◆その他
○包括外部監査契約の締結について
○県有財産の取得について
○県有財産の売却処分について（伊奈・谷和原丘陵部地区業務用地）
○県有財産の売却処分について（阿見吉原東地区業務用地）
○国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
○県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
○教育委員会委員の任命について
ほか十五件

お知らせ

次回の、平成20年第2回定例県議会は、6月5日から18日までの14日間の会期日程で開催される予定です。

月日	曜	議事予定
6. 5	木	議会運営委員会 本会議（開会、知事提出議案説明）
6	金	議案調査
7	土	
8	日	
9	月	議案調査
10	火	議会運営委員会 本会議（一般質問・質疑）
11	水	議会運営委員会 本会議（一般質問・質疑、議案常任委員会付託）
12	木	常任委員会
13	金	常任委員会
14	土	
15	日	
16	月	安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会
17	火	財政再建等調査特別委員会
18	水	議会運営委員会 本会議（委員長報告、採決、閉会）

財政再建等調査特別委員会

行政組織、歳出、歳入の三分野にわたって活発に議論

これまで十四回の委員会を開催し財政再建を進めるための諸方策について行政組織、歳出、歳入の三分野にわたって調査を進めています。平成十九年第四回定例会後は一月二十四日、二月二十七日、三月十四日の三回の委員会を開催し、委員会が昨年末に中間報告書として提言した内容の明確化を図る作業を進めています。

行政組織については、審議会、懇談会等の改革として、設置目的を終えたり、形骸化した全体数の約四分の一を整理統合することになりました。

これまで特に力点をおいて審議してきた出先機関については、主要機関はすべて見直すこととしています。多くの部分を県民への周知期間等を考慮し、平成二十一年度より実施する方向で進めていますが、地方総合事務所改革の一部として、企画振興室の業務を縮小し、また、土木部の改革として、偕楽園事務所を水戸土木事務所に統合することについては今年度当初より実施することになりました。

また、県から市町村へ包括的な権限移譲を進めるまちづくり特例市制度に常陸太田市、笠間市、鹿嶋市が新たに加わることや、パスポート窓口業務のつくば市への移譲なども今年度から実施されることとなりました。パスポート窓口業務の市町村への移譲については県民の利便性向上を図るため、市町村の希望を踏まえて更に拡大していくよう求めています。

歳出、歳入面については、公的資金補償金免除繰り上げ償還制度の積極活用により八十六億円の公債費負担の抑制を図るほか、残高僅少な基金や設置の必要性が低くなった基金の整理統合により十億円の歳出削減を図るなど、中間報告書の提言内容に沿って、個別項目ごとに具体的な歳出削減額を執行部に算出させています。

今後は、この中間報告書の改革内容の明確化を更に進めるとともに行政組織の更なる見直しとして知事部局本庁組織、教育庁組織、警察本部組織についても審議する予定です。

県議会を傍聴しませんか

本会議は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。傍聴を希望される方は、県議会議事堂の傍聴受付で傍聴券を受け取って入場してください。（傍聴席は三百席で先着順です。）

なお、詳細について知りたい方、また、常任委員会や特別委員会の傍聴の仕方などについて知りたい方は、議会事務局議事課にお尋ねください。

【お問い合わせ先】
電　話　〇二九－三〇一－五六三四
ＦＡＸ　〇二九－三〇一－五六二九